

特別養護老人ホーム 泉北園百寿荘 料金表

令和3年8月1日現在

利用料金(自己負担金)について

1. 基本料金(多床室・個室共通)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割	784円	856円	931円	1,003円	1,073円
2割	1,568円	1,712円	1,861円	2,005円	2,146円
3割	2,352円	2,567円	2,792円	3,007円	3,219円

※ 介護保険負担割合証をご提示ください。

【サービス利用料金(1日あたり)】

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額(自己負担分 ※1~3割負担)と食費・居住費をお支払い下さい。

《サービス利用料金表》 個室・多床室(4人部屋) 共通

①ご契約者の要介護度とサービス料金※	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
	7,838円	8,556円	9,305円	1,0022円	10,729円
②介護保険から給付される額	7,054円	7,700円	8,374円	9,656円	9,659円
	(6,270円)	(6,844円)	(7,444円)	(8,583円)	(8,583円)
③サービス利用自己負担額(①-②)※1	(5,486円)	(5,989円)	(6,513円)	(7,510円)	(7,510円)
	784円	856円	931円	1,003円	1,073円
	(1,568円)	(1,712円)	(1,861円)	(2,005円)	(2,146円)
	(2,352円)	(2,567円)	(2,792円)	(3,007円)	(3,219円)
④ 食費	※所得段階による 各設定による				
⑤ 居住費	※所得段階による 各設定による				
⑥ 自己負担計	(③サービス利用による自己負担額+④食費+⑤居住費)の合計				

※1 ()内の料金は一定所得以上の方で自己負担が2割・3割の場合

※ 上記利用料金には、以下の1~8の加算が含まれます。上記利用料金に別途(日用品代・診療代・お薬代等)が必要となります。9の介護職員処遇改善加算Ⅰ、10の特定処遇改善加算Ⅰについては上記金額に別途加算されます。

1. 日常生活継続支援加算(Ⅰ)	36単位(38円)
2. 看護体制加算(Ⅰ)イ	6単位(7円)
3. 看護体制加算(Ⅱ)イ	13 単位(14円)
4. 夜勤職員配置加算(Ⅰ)イ	22単位(23円)
5. 個別機能訓練加算(Ⅰ)	12 単位(13円)
6. 個別機能訓練加算(Ⅱ)	20 単位(21円)／1ヶ月あたり
7. 栄養ケアマネジメント強化加算	11 単位(12円)
8. 科学的介護推進体制加算	50 単位(53円)／1ヶ月あたり
9. 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1ヶ月あたりの介護保険総単位数×1000分の83) 1日あたり約57~80単位(約61~85円)
10. 特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1ヶ月あたりの介護保険総単位数×1000分の27) 1日あたり約18~26単位(約19~28円)

要件を満たす場合、上記金額に加え、1日あたり以下の1~12の料金が別途加算されます

1. 初期加算	30 単位(32円)
2. 療養食加算	6単位(7円)※1日に3回を限度
3. 褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3単位(4円)／1ヶ月あたり
4. 褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13単位(14円)／1ヶ月あたり
5. 自立支援促進加算	300単位(317円)／1ヶ月あたり
6. ADL維持加算(Ⅰ)	30単位(32円)／1ヶ月あたり
7. ADL維持加算(Ⅱ)	60単位(64円)／1ヶ月あたり
8. 排泄支援加算(Ⅰ)	10単位(11円)／1ヶ月あたり
9. 排泄支援加算(Ⅱ)	15単位(16円)／1ヶ月あたり
10. 排泄支援加算(Ⅲ)	20単位(22円)／1ヶ月あたり
11. 安全管理体制加算	20単位(22円)

12. 看取り介護加算(Ⅰ)	—
(死亡日31日前～45日前)	72単位(75円)
(死亡日以前4日前～30日前)	144単位(151円)
(死亡日前日、前々日)	680単位(711円)
(死亡日)	1280単位(1,338円)円

2. 食費・居住費(1日あたり)

	第1段階		第2段階	
	居住費	食費	居住費	食費
従来型個室	320円	300円	420円	390円
多床室	0円	300円	370円	390円
	第3段階①		第3段階②	
	居住費	食費	居住費	食費
従来型個室	820円	650円	820円	1,360円
多床室	370円	650円	370円	1,360円
	第4段階			
	居住費	食費		
従来型個室	1,250円	1,500円		
多床室	940円	1,500円		

3. 高額介護サービス費について

ご契約者様が住民税非課税世帯の場合は、「高額介護サービス費」の制度を受けることができます(市町村によって取り扱いがない場合があります)。「高額介護サービス費」の制度は1ヶ月の利用料金(自己負担金)の上限が設定されるサービスです。上限額は以下の通りです。

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
負担上限額	15,000円	15,000円	24,600円	44,400円
	現役並み(年収約770万円～1,160万円未満)		現役並み(年収約1,160万円以上)	
負担上限額	93,000円		140,100円	

ご本人が住民税非課税世帯の場合は、利用者負担段階が3段階以下になります。

(例) 第3段階の方の1ヶ月の利用者負担(30日利用)
 [基本料 24,600円] + [居住費 11,100円] + [食事代 19,500円] 55,200円/月

利用者負担段階とは

第1段階	生活保護受給者
第2段階	市民税世帯非課税で年金収入等※80万円以下
第3段階-①	市民税世帯非課税で年金収入等※80万円超120万円以下
第3段階-②	市民税世帯非課税で年金収入等※120万円超
第4段階	市民税世帯課税～課税所得380万円(年収約770万円)未満
現役並み①	課税所得380万円(年収約770万円)～課税所得690万円(1,160万円)未満
現役並み②	課税所得690万円(年収約1160万円)以上

※年金収入等＝公的年金等収入金額(非課税年金を含む)＋その他の合計所得金額